

家庭ごみの有料化について

1 家庭ごみの有料化の経緯及び市民の反応等

平成 6 年 1 月に策定された「上田市ごみ減量・再資源化推進計画」を推進するに当たり、従量制による受益者負担の考え方を取り入れた、家庭ごみの有料化を実施することにより、負担の公平化及び排出抑制を図る目的で、「燃やせるごみ」の有料指定袋導入の具体的方法について、廃棄物処理審議会に諮問し、「適当」とする答申を得ました。この答申に沿う形で、条例改正、市民説明会等を経て、平成 8 年から有料指定袋を導入しました。なお、合わせて生ごみ堆肥化容器購入費補助制度や資源物（古紙、びん、缶等）回収などの施策により、家庭ごみの減量化・再資源化を推進しております。

有料指定袋の導入に際しては、「有料化に抵抗がある」「税金との二重負担になる」等の意見がありましたが、条例審議において「十分丁寧な市民への説明」を市議会から求められました。市内全自治会を対象とした延べ 200 回に渡る説明会を実施し、市民の疑問や意見に対してきめ細かくお答えしました。さらには、全市職員で、ごみ集積所における市民への啓発・指導等も実施しました。その結果、大多数の市民の御理解と御協力により、定着を図ることができました。

平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、大量生産・大量消費・大量廃棄の構造を改め、省資源化と環境負荷の低減を目指した、循環型社会の構築が求められることとなりました。これにより、更なるごみの排出抑制と再資源化の市民意識の向上を図るために、平成 16 年から「燃やせないごみ」の有料指定袋を導入しました。

なお、「燃やせるごみ」の指定袋導入時と同様に、全自治会を対象とした説明会やごみ集積所における市民への啓発・指導等を実施し、市民の疑問や意見に対してきめ細かく対応し、現在に至っています。

2 上田市有料指定袋の導入までの主な経過

平成 6 年 10 月	上田市廃棄物審議会に「燃やせるごみの指定袋導入・有料化」について諮問
7 年 7 月	同審議会から燃やせるごみの指定袋導入・有料化について答申
12 月	上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（燃やせるごみ指定袋の導入）
8 年 2 月	指定袋導入市民説明会（全自治会延べ 200 回、同年 6 月まで）
6 月	市内各小売店で指定袋販売開始（当時約 220 店舗）
同月	全世帯へ指定袋（20ℓ・10 枚）の無料配布
同月	ごみの出し方パンフレット「こう変わるごみの出し方」の全戸配布
7 月	<u>燃やせるごみ有料指定袋導入</u>
平成 14 年 11 月	上田市廃棄物審議会に「燃やせないごみの指定袋導入・有料化」について諮問
15 年 4 月	同審議会から燃やせないごみの指定袋導入・有料化について答申
12 月	上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（燃やせないごみ指定袋導入）
16 年 2 月	指定袋導入市民説明会（全自治会、同年 6 月まで）
5 月	全世帯へ指定袋（30ℓ・10 枚）の無料配布
6 月	市内各小売店で指定袋販売開始
同月	ごみの出し方パンフレット及びごみ分別帳の全戸配布
7 月	<u>燃やせないごみ有料指定袋導入</u> 「リサイクルできるプラスチックごみ」「その他の燃やせないごみ」